

実験・研究の審査に関する申合せ

〔平成 23 年 6 月 21 日〕
倫理審査委員会承認

1. 倫理審査委員会（以下「委員会」という。）規程第 5 条「必要に応じ委員会に、重要事項を審議するため専門委員会を置くことができる。」に基づき、「ヒト・動物を対象とした実験・研究に関する審査専門委員会（以下「専門委員会」という。）」を設け、ヒト・動物を対象とした実験・研究に関する審査を行い、事後、委員会に報告することができることとし、その申合せを行なう。
2. 専門委員会は、委員会委員の中から、専門知識を有する者を委員長が指名する。ただし、必要に応じ委員以外の専門知識を有する者を指名することができるものとする。
3. 専門委員会で次に掲げる事項について審議し、委員長に報告し、学長の承認を得た後、許認可書等を交付するものとする。
 - (1) ヒトを対象とした研究等実施計画に基づく倫理上に関する事項
 - (2) ヒトゲノム・遺伝子解析研究計画の審査、研究の変更及び中止に関する事項
 - (3) 動物実験計画の審査、研究の変更及び中止に関する事項
 - (4) その他、委員会が付託した事項
4. 委員から委員会で審議することが妥当である旨の意見が付されたものについては、改めて委員会で審議することとする。
5. 専門委員会は、以下のいずれかに該当する軽微な事項の審査について、委員長が指名する委員による迅速審査に付すことが出来る。迅速審査の結果については、その審査を行った委員以外の全ての専門委員会の委員に報告するものとする。
 - (1) 全ての実験・研究に関する事項
 - ① 研究計画の軽微な変更の審査
 - ② 共同研究であって、既に主たる研究機関において倫理審査委員会の承認を受けた研究計画の審査
 - (2) ヒトゲノム・遺伝子解析を除く全ての実験・研究に関する事項
 - ① 被験者に対して最小限の危険（日常生活や日常的な医学的検査で被

る身体的、心理的、社会的危害の可能性の限度を超えない危険であつて、社会的に許容されるもの)を超える危険を含まない研究計画の審査

(3) ヒトゲノム・遺伝子解析の実験・研究に関する事項

- ① 既に専門委員会において承認されている研究計画に準じて類型化されている研究計画の審査

6. 迅速検査の結果の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付した上で、当該事項について改めて専門委員会における審査を求めることが出来る。この場合において、委員長は、相当な理由があると認めるときは、専門委員会を速やかに開催し、当該事項について審査することとしなければならない。

7. この内規に定めるもののほか、必要な事項は適宜定めることとする。

(附則)

1. 平成19年6月6日施行の「実験・研究の審査に関する申合せ」は、本申合せの施行日をもって廃止とする。
2. 本申合せは、平成23年6月21日から施行する。